

**アドベンチャートラベルメディア冬季招請業務
公募型プロポーザル提案説明書**

1 実施主体

札幌市国際観光誘致事業実行委員会

2 業務名

アドベンチャートラベルメディア冬季招請業務

3 業務の背景及び目的

札幌市国際観光誘致事業実行委員会（以下、「実行委員会」という）では、今年9月に北海道・札幌で開催されたアドベンチャートラベル・ワールドサミット（以下、「ATWS2023」という）の好機を活かし、欧米豪での札幌・北海道の認知向上及び来札意欲の向上を図るため、ATWS2023 を契機としたプロモーションを行うこととしております。

当該目的のもと、実行委員会では、メディアによる効果的な情報発信に繋げるべく、ATWS2023 関連メディアを対象としたFAM ツアーを実施いたします。

本業務では、本FAM ツアーを通じてATW2023 関連メディアに、より冬季の札幌の魅力を感じてもらい、効果的な情報発信に繋げていけるよう、本FAM ツアー実施に係る被招請者との調整、招請行程の企画・作成・手配、招請時の対応等を行う事業者を募集します。

4 業務委託期間

業務委託期間は、契約締結日から令和6年3月22日（金）までの間の所定の日とする。ただし、所定の日はプロモーションの内容に応じ委託者が定める。

5 予算規模

本業務の上限は8,800千円（消費税及び地方消費税を含む）とする。

※上記金額は規模を示すものであり、契約は別途設定する予定価格の範囲内で行う。

6 業務の内容

本業務では、ターゲットに冬の札幌の魅力を伝える効果的な情報発信を行うべく、実行委員会が指定する ATWS2023関連メディアへの FAM ツアー実施に関する一切の業務を行うこと。

(1) ターゲット

欧米豪のアドベンチャートラベル嗜好層

(2) 業務内容

ア 招請者

	氏名	人数	国	発信媒体・発信内容
①	packslight (Gabby Beckford)	1名	アメリカ	Instagram(フィード・リール&ストーリー投稿) https://www.instagram.com/packslight/ TikTok(動画投稿) https://www.tiktok.com/@packslight
②	Trusted Travel Girl (Valerie Joy Wilson)	1名	アメリカ	Instagram(フィード・リール&ストーリー投稿) https://www.instagram.com/trustedtravelgirl/ ブログ投稿 https://www.trustedtravelgirl.com/
③	Going Awesome Places (William Tang & Cho Man Chantelle)	2名	カナダ	Instagram(フィード・リール&ストーリー投稿) https://www.instagram.com/goingawesomeplaces/ ブログ投稿 https://goingawesomeplaces.com/about/

イ 招請期間、時期

① 招請期間

6泊7日(札幌滞在期間)

② 招請時期

招請者のうち6(2)ア①②の2名をグループA、③の2名をグループBとして、下記(ア)(イ)の期間に札幌でのFAMトリップを行うこと。

(ア) グループA

令和6年1月30日(火)～2月5日(月)(札幌滞在期間)

(イ) グループB

令和6年2月8日(木)～2月14日(水)(札幌滞在期間)

ウ 招請テーマ

札幌は下記2つのブランディングコンセプトによりブランドイメージの確立を目指していることから、ブランディングコンセプトに沿った招請テーマを設定すること。

① Sapporo, North Capital Backed by Nature

(通年の一般の観光促進に向けたブランディングコンセプト)

札幌は日本の北にある大都市でありながら、常に自然と隣り合わせにある街である。札幌は北海道内にある大自然のアドベンチャーの本場に向かうための起点として機能しているだけでなく、市内でもすぐ近くに豊かな自然にアクセスができ、札幌の街中、アートシーン、文化、食をとっても、その中に自然との近さを感じることができる。札幌は自然と都市が融合した札幌ならではのユニークな楽しみを提供する。

② Powder in the City, SNOW resort city SAPPORO

(冬季のスキー観光促進に特化したブランディングコンセプト)

札幌は大都市に滞在しながらも、本格的な雪体験ができるという他に類を見ない街である。大都市にパウダースノーが降り積もる「雪の街の魅力」と「国際都市観光の魅力」が融合した都市型スノーリゾートとしての楽しみを提供する。

エ 取材・視察地域

札幌市内

オ 業務内容

- ① 取材に係るメディアとの各種調整
- ② ブランディングコンセプトに沿った招請テーマの設定、招請行程の企画・運営・調整
- ③ 取材に係る宿泊、食事、体験、交通手段及び通信手段の確保等一切の手配
- ④ ガイド、通訳、添乗員等の手配（必要に応じて）
- ⑤ 被招請者に対するアンケートの実施
- ⑥ メディアによる情報発信に向けたフォローアップ
- ⑦ メディア掲載料の支払い

カ 手配・費用負担の範囲

- ① 被招請者航空券（海外出発空港→日本入国空港）
- ② 被招請者国内滞在費

招請者が、取材にあたり日本滞在期間中に必要となる一切の手配・費用負担を行うこと（飛行機（国内線）、地上移動、宿泊施設、食事、荷物運搬、旅

行保険、体験料、ウェアレンタル、撮影機材・撮影サポートスタッフ等)。

③ メディア掲載料 (6(2)アのメディア掲載料)

21,400USD ※見積には当該費用を必ず計上すること。

キ 留意事項

① 地元担当者

・本業務の実施にあたって、メディアと実行委員会との調整を行い、取材前のプランニングから、取材中の同行や調整対応、取材後のフォローアップまでを行う地元担当者を配置すること。

・地元担当者は下記の要件を満たしていること。

- － 英語と日本語が流暢に話せ、両言語でのメールのやりとりができること。
- － 地域に関する十分な知識を持ち、その地域の法律や文化について理解していること (取材にあたり必要な許可、文化的な配慮等)
- － 実行委員会及び被招請者のニーズを把握し、取材前・中に生じた天候・交通・その他予期せぬ問題に対して、必要に応じて柔軟に計画を変更でき、別の取材先の提案・手配を行えること。

② 行程について

・グループBについては、FIT旅行者へ訴求する発信を行うため、行程はFIT旅行者でも手配・体験できるスポット・体験を組合わせたものとし、移動手段(札幌市内)は原則公共交通機関を使用すること。

・行程については、提案者からの提案をもとに、メディアの意見を聴取しながら決定するため、提案時の行程から 実際実施する行程が変更となる可能性があることに留意すること。

(3) 報告

実施概要、実施結果を取りまとめた実施報告書を作成し、提出・報告すること。

報告は、画像や図表、数値データを用いて、できる限り分かりやすく行うこと。

7 企画提案を求める事項

以下の(1)~(4)について企画提案書を作成するものとする。なお、提案にあたっては、統計情報や各種調査レポート、自社の業務実績など、できる限り客観的なデータを用

いた説明に努めるものとする。

(1) 地元担当者

地元担当者の英語能力や、欧米豪のメディアの現地取材等の対応実績を示すこと。

(2) 招請テーマ・行程

グループA・Bそれぞれについて、招請テーマ、選定するスポット・体験及び行程、並びにその選定理由を示すこと。

なお、招請テーマ、選定するスポット・体験及び行程については札幌のブランディングイメージや、各メディアとの合致度等を踏まえたものを提案すること。

(3) 実施体制及び実施スケジュール

ア 業務体制（人員体制含む。但し、必ずしも氏名を明示する必要はない。）並びに業務の総括責任者及び各パートの責任者の役職及び実績を示すこと。

イ 提案者及び業務体制を構成する事業者の会社概要並びにこれまでの類似業務の実施実績を示すこと。

ウ 準備及び効果測定を含めた業務スケジュールを示すこと。

(4) 見積もり

業務の実施に必要な経費の総額及び内訳を明らかにした見積を示すこと。

8 参加資格要件

参加者は、次の要件をすべて満たすこと。また、下表に定める必要書面を申込書と同時に提出を行うこと。ただし、札幌市競争入札参加資格者名簿に登録されている場合は、提出を省略できる。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であり、かつその者を代理人、支配人、その他の使用人として使用する者でないこと。

(2) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。

(3) 当市において、入札等への参加停止措置を受けている期間中でないこと。

(4) 事業協同組合等の組合が参加する場合は、当該組合等の構成員が、構成員単独での参加を希望していないこと。

(5) 市区町村税、消費税・地方消費税を滞納している者でないこと。

(6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団その他の反社会的団体である者又はそれらの構成員が行う活動への関与が認められる者でないこと。

※ 複数者が協力して参加する場合、構成員すべてが(1)～(6)を満たす必要がある。また、契約の相手方は代表者とし、他の構成員は協力者となる。

＜札幌市の競争入札資格者名簿に登録されていないものが提出する書面＞

※札幌市競争入札参加資格者名簿に登録されている場合は、提出を省略できる。

提出書面	備考
ア 申出書	(様式3)
イ 登記事項証明書	※登記は現在事項証明または全部事項証明(写し可) ※参加申込書の提出日から3か月前の日以降に発行されたもの
ウ 財務諸表(直前2期分)	貸借対照表、損益計算書
エ 納税証明書 (市区町村税)	※本店(契約権限を委任する場合は受任先)の所在地の市区町村が発行するもの(写し可) ※参加申込書の提出日から3か月前の日以降に発行されたもの
オ 納税証明書 (消費税・地方消費税)	※未納がない旨の証明書(その3の3)(写し可) ※参加申込書の提出日から3か月前の日以降に発行されたもの

9 参加手続きに関する事項

(1) 日程

ア 公募開始	令和5年11月2日(木)
イ 参加申込書の提出期限	令和5年11月17日(金)12時00分必着
ウ 企画提案書の提出期限	令和5年11月17日(金)12時00分必着
エ 実施委員会による審査の実施	令和5年11月下旬
オ 提案事業者への選定結果の通知	令和5年11月下旬
カ 契約締結	令和5年11月下旬

(2) 提出書類

各種書類は、実行委員会事務局(札幌市観光・MICE推進部)へ郵送又は持参により提出すること。

- ア 参加申込書(様式1)1部
- イ 企画提案書及び参考見積書(様式自由、A4縦、両面使用)

- ・表紙に提案者の団体名称を記載したもの 3部
- ・提案者の団体名称が記載されていないもの 15部
- ウ 上記イの PDF データ (CD 又は DVD) 1部

(3) 留意事項

- ア 申込書類に虚偽があった場合は失格とする。
- イ 提出された書類については返却しない。
- ウ 審査の公正を期すため、企画提案書には、会社名、住所、ロゴマークなどプロポーザル参加者を特定できる表示を付さないこと。

(4) 質問の受付及び回答

企画提案を行うにあたり質問がある場合は、質問受付期間内に、所定の書面(様式2)に質問の要旨を簡潔に記入し、実行委員会事務局に電子メールで送信するものとする。

ア 質問受付期限

令和5年11月14日(火)12時00分まで

イ 質問に対する回答

質問を受けた場合は質問者に随時回答するとともに、企画提案を募集する上で広く周知すべきと判断されるものについては、質問の内容を札幌市ホームページで公表する。

ウ 送付先電子メールアドレス

kanko@city.sapporo.jp

※メールのタイトルは「(団体名)【業務名】質問書」とする。

10 契約候補者の選定方法

本プロポーザルにおいて、企画提案の内容は、実行委員会の構成団体等からなる「札幌市国際観光プロモーション企画競争実施委員会」(以下「実施委員会」という。)を設置して評価する。評価及び契約候補者の選定は、実施委員会が審査を行って、最も適切と思われる提案者を選定し、もって契約候補者とする。

(1) 参加資格の審査及び結果の通知

「8 参加資格要件」に基づき審査を行い、参加団体に通知する。

(2) 評価の基準

評価項目	評価内容	配点
趣旨理解 (7)	提案は、提案説明書における指示事項を十分理解した内容となっているか。	15
地元担当者 (7-(1))	地元担当者は札幌観光等の実情に精通するとともに日本語・英語が堪能であり、業務遂行能力があると判断できるか。	15
招請テーマ・行程 (7-(2))	グループAの行程は、ターゲットに札幌の魅力を十分に伝えることができる適切なテーマ、スポット、体験を選定しているか。	25
	グループBの行程は、F I T旅行者に適した行程となっているとともに、ターゲットに札幌の魅力を十分に伝えることができる適切なテーマ、スポット・体験を選定しているか。	25
体制・計画の適否 (7-(3) 関係)	業務を遂行するための適切な業務体制及び人員確保がなされ、確実に遂行し得るスケジュールになっているか。	10
経費の妥当性 (7-(4) 関係)	提案内容に対して積算額が妥当であるか。	10

(3) 実施委員会による書面審査の実施

実行委員会による書面審査を行い、契約候補者を選定する。

(4) その他

ア 応募状況により、ヒアリングによる審査を実施する場合がある。

イ 評価の結果は、提案者全員に文書により通知する。

ウ 総合得点満点の6割を最低基準点と定め、最低基準点に満たない場合は、契約候補者とししない。

エ 提案者が一者となった場合、最低基準点を超えた場合のみ契約候補者として選定する。

オ 実施委員会による採点が同点の場合、委員全員の協議により契約候補者を選定する。

11 契約

契約については、選定された契約候補者と実施主体の間で詳細を交渉のうえ、締結するものとする。ただし、この交渉の中で、企画提案内容の一部を変更することがある。また、契約候補者が「8 参加資格要件」のいずれかに該当しないこととなった場合や契約候補者との交渉が不調に終わった場合は、実施委員会において次点とされ

た団体と交渉する場合がある。なお、契約は実施主体と締結するものとし、その手続きは、札幌市契約規則を準用する。

12 参加資格の喪失

本プロポーザルにおいて、企画提案者が参加資格を有することを確認したときから審査が確定するまで(契約候補者にあつては契約を締結するまで)の間に、次のいずれかに該当したときは、提出された企画提案に関する評価は行わず、又は、契約候補者としての選定を取り消すこととなる。

- (1) 参加資格を満たしていないことが判明し、又は、満たさないこととなったとき
- (2) 提案書類に重大な不備や虚偽の記載をしたことが判明したとき
- (3) 不正な利益を図る目的で実施委員会の委員等と接触し、又は、利害関係を有することとなったとき。

13 失格事項

以下のいずれかに該当したものは失格とする。

- (1) 提出書類の提出期間、提出場所、提出方法、記載方法等が、本企画提案書及び各様式にて定めた内容に適合しなかった者。
- (2) 審査の公平性を害する行為をおこなった者。
- (3) その他、本実施要領等に定める手続き、方法等を順守しない者。

14 参加資格等についての申立て

本プロポーザルにおいて参加資格を満たさない又は満たさないこととなった等の通知を受けた日の翌日から起算して 10 日（札幌市の休日を定める条例で規定する休日を除く。）以内にその理由等について書面により求めることができる。

15 評価についての申立て

企画提案者は自らの評価に疑義があるときは、選定結果に係る通知を受けた日の翌日から起算して 3 日（札幌市の休日を定める条例で規定する休日を除く。）以内に、自らの評価について書面により疑義の申し立てを行うことができる。

16 企画提案の著作権等に関する事項

- (1) 企画提案の著作権は各提案者に帰属する。
- (2) 実施委員会が本件プロポーザルの実施に必要と認めるときは、企画案を実施委員会が利用（必要な改編を含む）することを許諾するものとする。この場合は、あらかじめ提案者に通知するものとする。
- (3) 提案者は、実施委員会に対し、提案者が企画提案を創作したこと、及び、第三者の著作権、著作者人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権を侵害するものではないことを保証するものとする。
- (4) 企画提案の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じた時は、提案者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ、委託者に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

17 その他留意事項

企画提案に係る一切の経費については提案者の負担とする。

18 各書類の提出先・問合せ先

担 当 札幌市国際観光誘致事業実行委員会事務局

(札幌市経済観光局観光・MICE 推進部観光・MICE 推進課) 中西、宗岡

住 所 〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所本庁舎 15階

電 話 011-211-2376 F A X 011-218-5129 メール kanko@city.sapporo.jp